

国立大学法人東京外国語大学現代アフリカ地域研究センター研究員等細則

〔平成31年4月24日〕
〔規則第113号〕

改正 令和2年12月11日規則第65号
令和5年2月3日規則第13号

(趣旨)

第1条 この細則は、東京外国語大学現代アフリカ地域研究センター（以下「センター」という。）が受け入れる研究員等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 研究員等の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 特別研究員 センターの設置目的に基づき、研究者の流動化及び後継者養成を図り、学術の進展に寄与するため、センターが受け入れる学外の研究者。
- (2) センターフェロー 本学に在籍する大学院学生で、センターの目的に基づき、センター長、副センター長およびセンター教員（以下、「センター教員等」という。）の指導により、特定のプロジェクト等の研究支援活動を行う者。

(資格)

第3条 特別研究員の要件は、センター教員等と共同して研究に従事する学術研究機関の教授（名誉教授を含む。）、准教授、講師、助教又はこれらに相当する研究能力を有すると認められる者で、センター教員等の支援のもとにセンターの共同研究活動に参画する者とする。

(申請)

第4条 研究員等を受け入れようとするセンター教員等は、原則として受け入れ開始日の1か月前までに、別に定める「研究員等受入調書」により、センター長に申請しなければならない。

(承認)

第5条 センター長は、前条に基づく申請があった場合は、運営委員会の議を経てこれを承認する。ただし、次条に規定する期間の範囲において受入期間延長の申請があった場合は、センター長がその可否を決定するものとする。

(受入期間)

第6条 研究員等の受入期間は、1研究課題について1か月以上3年以内とする。

- 2 研究員等が、科学研究費助成事業による研究計画に組織の一員として参画している場合で、当該参画期間が前項に定める期間を超える場合は、当該研究員等の受入期間は、当該参画期間内とする。

(研究)

第7条 研究員等は、第4条に定める研究員等受入調書に記載の研究計画に従い研究に従事する。

2 研究員等は、従事する研究の成果を受入期間中に公開する。

(受入担当教員)

第8条 第4条に定めるセンター教員等は、当該研究員等の受入担当教員として、受入期間における活動について責任を持つ。

(給与等)

第9条 研究員等には、給与及び研究に必要な経費は支給しない。

(施設等の利用)

第10条 研究員等は、センターの施設、文献、資料等をそれぞれの管理責任者の許可を得て利用することができる。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年2月3日から施行する。